

余市町パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町の施策形成の過程における町民参加の機会を提供し、行政運営の公正性の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 町の施策に関する基本的な計画、指針、条例等（以下これらを「計画等」という。）の策定又は制定（改廃を含む。以下同じ。）過程において、案の段階でその趣旨、内容を公表し、町民から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及び意見に対する町の考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 町長（水道事業管理者としての権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 町民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 本町の区域内に住所を有する者
 - イ 本町の区域内に存する事業所等に勤務する者
 - ウ 本町の区域内に存する学校に在学する者
 - エ 本町の区域内に事業所等を有する個人及び法人その他の団体
 - オ 本町に対して納税義務を有する者
 - カ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の対象となる計画等に利害関係を有すると認められるもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等の策定又は制定は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の施策に関する基本的な計画、指針等の策定

(2) 町の施策に関する基本的な制度又は方針（特定の分野に関するものを含む。）で、直接町民等を対象とするものについて定める条例及び当該条例の委任により定める規則で、直接町民等に重大な影響を及ぼす規則の制定

(3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする権利義務に関する条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）及び当該条例の委任により定める規則で、義務賦課又は権利制限について定める規則の制定

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、この告示に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 実施機関が計画等の策定に迅速又は緊急を要すると認めたとき。

(2) 実施機関が法令等の改正及び廃止に伴う条項等の移動並びに用語の整理等の軽微なものであると認めたとき。

(3) 実施機関が計画等の策定における内容の決定に裁量の余地がない、又はその他施策等の性質上パブリックコメント手続に適さないと認めたとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経てなされた報告、答申等に基づき、実施機関が最終的な意思決定を行うとき。

(5) 実施機関が意思決定を行う際に、意見聴取手続が法令等に定められているとき。

(6) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により実施機関が計画等の案を議会に提出するとき。

（計画等の公表）

第5条 実施機関は、計画等の策定に当たっては、意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。ただし、余市町情報公開条例（平成12年条例第31号）第

1 1 条に規定する情報についてはこの限りではない。

2 実施機関は、前項の規定による計画等の案の公表を行うときは、次に掲げる事項（以下「参考資料」という。）を併せて公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう努めなければならない。

(1) 計画等の案の概要

(2) 計画等の案の名称、案を策定した趣旨又は目的及び背景

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めた事項

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、実施機関が必要と認める場所における閲覧及び配布並びにホームページへの掲載の方法により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、計画等の案及び参考資料が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項の方法により、計画等の案及び参考資料全体については、閲覧のみの方法により公表することができる。

3 実施機関は、計画等の案の公表を行うときは、ホームページ又は広報紙への掲載その他方法によりパブリックコメント手続の実施について町民等に周知するよう努めるものとする。

(意見等の募集)

第7条 実施機関は、計画等の案の公表を行ったときは、30日以上の期間を設けて、町民等から計画等の案について意見等を募集しなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事由があるときは、30日未満の期間を設けることができる。

(意見等の受付方法)

第8条 前条の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所又は郵送による書面の受領

(2) ファクシミリ装置による受信

(3) 電子メールの受信

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、前項の受付を行うときは、町民等に対し氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）など意見等を提出したものを特定できる事項を明記させるものとする。

（意見等の取扱い）

第9条 実施機関は、前条第1項の規定により受け付けた意見等を十分考慮して計画等の策定の意思決定を行わなければならない。

2 実施機関は、受け付けた意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに計画等の案を修正した場合における当該修正の内容及び理由を公表しなければならない。

3 実施機関は、提出された意見等に対して個別の回答を行わないものとし、当該提出意見等のうち類似の意見及びこれに対する考え方をまとめて公表できる。

4 実施機関は、提出された意見等のうち、特定の個人又は法人その他団体の権利利益を害するおそれがあるものその他公表することが不相当と判断される事項が含まれているものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

5 実施機関は、意見等を提出した町民等に関する情報は公表しない。

（一覧の公表）

第10条 町長は、第7条の規定による意見等の募集を行っている計画等の案の一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の一覧には、計画等の案の名称、意見等の募集期間、提出方法、計画等の案の入手方法及び問合せ先を記載するものとする。

（実施状況の公表）

第11条 町長は、毎年度終了後、速やかに各実施機関が行ったこの告示に定めるパブリックコメント手続の実施状況（第4条各号の規定の適用に関する状況を含む。）を取りまとめ、公表しなければならない。

（公表方法に関する規定の準用）

第12条 第6条第1項の規定は、第9条第2項、第10条第1項及び前条の規定による公表について準用する。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年8月1日から施行する。

(適用除外)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に意思決定を行う計画等の案について適用する。ただし、この告示の施行の際、現に意思決定過程にある計画等で町民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定は適用しない。